

大和郡山市と株式会社ダイエーによる
公民連携買い物支援ネットワーク事業に関する覚書

大和郡山市（以下「甲」という。）と株式会社ダイエー（以下「乙」という。）は、公共交通空白地における住民の買い物支援を実施することに関して、以下の通り覚書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、公共交通空白地を始めとした買い物が困難となっている住民の生活機能を維持するため、甲と乙が協力体制を構築し、住民の買い物を支援する取り組みを実施すること（以下「本目的」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第2条 甲及び乙は、本目的を達成するため、次の各号による役割を分担する。

- (1) 乙は、大和郡山市内の拠点において移動販売車を運行し、食料品や日用品等の販売を実施する。
- (2) 甲は、前号が円滑に行われるように、住民と連携して地域コミュニティの中心となる公民館、公園等の拠点を確保し、乙が使用できるように協力する。
- (3) 乙は、移動販売を通して、地域の集いの場の形成に努める。
- (4) 甲は、乙の移動販売について、広報紙「つながり」、及び市ホームページにおいて、定期的に周知を図る。
- (5) 前各号に掲げるものの他、本目的達成のために必要な事項について、甲乙協議して決定するものとする。

（覚書の効力）

第3条 本覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲乙双方のいずれからも改定等の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 前項の有効期間中に本覚書を破棄しようとする場合は、破棄しようとする3カ月前までに、文書により相手方へ通知しなければならない。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本目的の遂行に伴い知り得た秘密を、相手方の同意を得ないで第三者に開示し、または漏洩してはならない。

（その他）

第5条 甲及び乙は、本覚書に定めのない事項、または疑義を生じた事項について、その都度協議して決定する。

以上、本覚書成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各1通を保有する。

令和 8 年 6 月 22 日

甲 奈良県大和郡山市北郡山町 248 番地 4

大和郡山市長 上田 清



乙 東京都江東区東陽二丁目 2-20

株式会社ダイエー
代表取締役社長 西嶋 泰男

